第６章　食品ロス削減推進計画

第１節　計画策定の趣旨、経緯

食品ロスとは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことで、家庭からの食べ残し、未利用食品、過剰除去（野菜や果物の皮を厚くむく等）や事業所からの売れ残り、食べ残し、規格外品等があります。食品ロスは、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に大量に発生しています。

食品ロスに関する国際的な関心は高まっており、ＳＤＧｓにおいても言及されており、2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の１人当たりの食品ロス量を半減させること等が盛り込まれ、食品ロス削減は国際的にも重要な課題となっています。世界には飢えや栄養不足の状態にある人々が多数いる中で、我が国は多くの食料を輸入し、大量に廃棄しています。我が国における食品ロス量は、平成 29 年度推計で約 612 万ｔとなっています。これは、国民１人当たりに換算すると、毎日お茶碗１杯分の食料を捨てていることになります。

このような現状を踏まえ、平成 30 年に閣議決定された「国の基本計画」において、一般家庭から発生する家庭系食品ロスを 2000 年度比で 2030 年度までに半減させる目標が設定されました。更に、令和元年に公表された「食品リサイクル法」の基本方針において、食品関連事業者から発生する事業系食品ロスにおける目標が同様に設定されました。

また、食品ロス削減を国民運動として進めるため、令和元年に「食品ロス削減推進法」が施行されました。「食品ロス削減推進法」では、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的としています。

「食品ロス削減推進法」第 11 条の規定に基づき、令和２年に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下「食品ロス削減推進法基本方針」という。）が閣議決定されました。この基本方針では、食品ロス削減の推進の意義や基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定めています。また、都道府県及び市町村はこの基本方針を踏まえ、各自治体における「食品ロス削減推進計画」を策定するよう努めなければならないとされています。

滋賀県では、令和３年策定の「第五次滋賀県廃棄物処理計画」において、食品ロス削減に関しての目標を新たに設定しています。また、「滋賀県食品ロス削減推進計画」を令和３年に策定しており、基本理念として、「三方よしと県民総参加でフードエコ」を掲げています。

これらの状況を踏まえ、本市において、消費者及び事業者、関係団体、行政等が連携し、食品ロスの削減を推進するために「大津市食品ロス削減推進計画」を策定します。

食品ロスとの関わりが深いＳＤＧｓのグローバル目標を図 6-1-1 に示します。

図 6-1-1　食品ロスとの関わりが深いＳＤＧｓのグローバル目標

第２節　食品ロスの現状、課題

１．全国の状況

農林水産省及び環境省は、食品ロスの発生状況を把握し、食品ロス削減の取組の進展に活かすため、平成 24 年度以降、食品ロス量の推計を行い、公表しています。

平成 29 年度の食品ロス量は、約 612 万ｔと推計されており、その内訳は、家庭系食品ロス量が 284 万ｔ、事業系食品ロス量が 328 万ｔとなっています。平成 29 年度の食品ロス量は、食品ロス量の推計を開始した平成 24 年度以降最小となりました。

食品ロス削減に向けて、「食品ロス削減推進法」では、毎年 10 月を「食品ロス削減月間」、10 月 30 日を「食品ロス削減の日」と定め、食品ロスの削減に向けた取組を広げていくため啓発資材の提供、イベントの開催等を実施しています。

食品ロスが発生する背景としては、以下のような理由が考えられます。

①日本人の衛生観念の高さ
②厳格な衛生管理に基づく賞味期限の設定（３分の１ルール）
③小売店における特売等の販売戦略（不要なもの、過剰な量の購入を助長）
④スーパー等での販売を想定した農産物の規格化による選外品の発生

２．分別状況調査

本市では、家庭系ごみ及び事業系ごみのごみ質を把握するため、分別状況調査を実施しています。

平成 29 年度の分別状況調査では、家庭系燃やせるごみの食品ロスが占める割合は約 10%となっており、平成 29 年度における本市の食品ロス量は約 6,000ｔ、１人１日当たりの家庭系食品ロス量は約 49ｇと推計されます。これは、全国平均（約 284 万ｔ、１人１日当たり約 61ｇ）や滋賀県平均（約 2.8 万ｔ、１人１日当たり約 53ｇ）と比較すると少なくなっています。

３．食品ロス削減に向けた課題、方向性

食品ロスは、食品ロスの廃棄に伴う処理費用には税金が投入されており、また、食品ロスを含む厨芥類は水分が多く、焼却には不向き等の問題があります。また、食料を生産する際にも多くのエネルギーを消費しています。

本市における食品ロスの発生量や内訳、発生要因等の把握に努め、食品ロスを身近なものとして認識できるよう、食品ロスの「見える化」を進め、食品ロスの発生を抑制します。

第３節　削減のための施策

１．食品ロス削減施策

本市で実施中の食品ロス削減施策を表 6-3-1 に示します。

表 6-3-1　実施中の食品ロス削減施策

部局	施策等の内容
環境部	・食品ロス削減啓発 （３０１０運動、冷蔵庫１０検運動、エコクッキングレシピ紹介、てまえどり運動） ・小学生へ授業での啓発･指導 （小学校４年生の社会科副読本に食品ロスに関して掲載） ・フードドライブ事業の実施 （家庭で食べきれない、余ってしまった食品を持ち寄ってもらう）
福祉子ども部	・食材の提供 （社会福祉協議会に依頼し、生活困窮者へ食材を一部提供） ・給食食材の配布 （社会福祉協議会は、給食食材を福祉施設や子ども食堂等に配布） ・フードバンク事業者と協力し、フードパントリーを実施
健康保険部	・食の安心安全情報の発信 （メール、市のＨＰやＳＮＳにて、食材の購入保存の注意点を発信） ・手洗い食育教室の実施 （正しい手洗いの方法や食べ物の大切さを園児へ説明）
産業観光部	・庁内販売の実施 （給食需要を見込んで生産した食材を庁内販売等により消費） ・たんぼのこ体験事業の実施 （農作物を育て、収穫し、食べるという一貫した農業体験学習を実施） ・地産地消の推進 （地産地消の推進を図り、適正な需給バランスによる食品ロスの未然防止）
教育委員会	・残食調査の実施 （給食の残食結果より評価を行い、献立の改善や給食指導に活用する） ・給食食材の提供 （休校等により消費できなくなった給食食材をフードバンクや社会福祉協議会と協力し福祉施設等に提供） ・牛乳パックのリサイクル （牛乳パックをリサイクルしているが、アレルギー等により難しくなっている）

○３０１０（さんまるいちまる）運動

宴席の場において、乾杯後の 30 分は自席で食事を楽しみ、お開きの 10 分前には自席に戻って食事を食べきることを推奨し、宴席における食べ残しを削減するというものです。

○冷蔵庫１０（てんけん）検運動

毎月 10 日（点検デー）に冷蔵庫をチェックする運動です。チェックする項目は、「賞味期限・消費期限が近い食べ物」「肉・野菜・魚等の傷みやすい食べ物」の２つです。定期的に冷蔵庫の中にあるものを確認する習慣をつけ、手つかず食品を出さないようにすることを目的としています。

○てまえどり運動

購入してすぐ食べる場合に、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品や値引き商品を積極的に選ぶ購買活動のことです。「てまえどり」を心がけることで、販売期限が過ぎた商品の廃棄を減らすことができます。

第４節　目標設定と推進体制

１．国の動向

家庭系食品ロスの削減について、「国の基本計画」において、2000 年度比で 2030 年度までに食品ロス量を半減させるという目標が設定されています。事業系食品ロスの削減について、「食品ロス削減推進法基本方針」において、2000 年度比で 2030 年度までに食品ロス量を半減させるという目標が設定されています。

また、令和元年 10 月１日に「食品ロス削減推進法」が施行されました。「食品ロス削減推進法」では、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的としています。「食品ロス削減推進法」では、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を 80%としています。

２．滋賀県の動向

令和３年に策定予定の「第五次滋賀県廃棄物処理計画」において、新たに設定される目標として、「食品ロス削減を認知して削減に取り組む消費者の割合」があります。現状（令和２年８月）の 78.3%から、令和７年度までに 80%以上としています。また、重点取組・施策で、食品ロスに関して、知識や意識の向上と具体的な行動の実践、食品ロスの発生量等の実態把握、未利用食品を有効利用する仕組みづくりとしています。

また、滋賀県では、「滋賀県食品ロス削減推進計画」を策定しています。「滋賀県食品ロス削減推進計画」は、令和３年度から令和７年度を計画期間とし、「三方よしと県民総参加でフードエコ」を基本理念としています。「滋賀県食品ロス削減推進計画」での指標と数値目標を表 6-4-1 に示します。

表 6-4-1　滋賀県食品ロス削減推進計画での指標と数値目標

指標	定義	現状	目標 (2025)	目標 (2030)
家庭系食品ロスの 年間発生量（推計）	県内の家庭から発生した 食品ロスの年間発生量	2.8 万 t (2017)	2.5 万 t (2023)	2.1 万 t
事業系食品ロスの 年間発生量（推計）	県内の食品廃棄物等多量発生 事業者の食品ロスの年間発生量	12,697 t (2017)	11,730 t (2023)	10,590 t
食品ロスの問題の 認知度	食品ロスの問題を「知っている」と 回答した人の割合 (※県民アンケートによる)	81.0% (2020)	90%	－
食品ロス削減の取組 を実践している 消費者の割合	食品ロス問題を認知して 削減に取り組む消費者の割合 (※県民アンケートによる)	78.3% (2020)	80%	－
食品ロス削減の取組 を実践している 事業者の割合	「三方よしフードエコ推奨店」 の累計登録店舗数	118 店舗 (2020.3 末)	300 店舗	－
フードバンクに ついての認知度	フードバンクを知っていると 回答した人の割合 (※県民アンケートによる)	40.9% (2020)	80%	－

３．計画期間

「大津市食品ロス削減推進計画」の計画期間は、「滋賀県食品ロス削減推進計画」及び本市の「一般廃棄物処理基本計画」との整合性を踏まえて、令和４年度から令和 12 年度を計画期間とし、令和７年度を中間目標年度とします。

４．目標設定

本市における食品ロス削減目標を表 6-4-2 に示します。

表 6-4-2　大津市食品ロス削減目標

項目	実績	中間年度 （令和７年度）	目標年度 （令和 12 年度）	目標設定
家庭系食品ロス量 （推計）	約 6,000 t （平成 29 年度）	約 5,100 t	4,500 t	家庭系食品ロス量を 平成 29 年度比 75％
食品ロス削減を 意識している 市民の割合	約 90％ （令和２年度）	92.5％	95％	目標年度までに市民の 95％が食品ロス削減を 意識する

５．推進体制

（１）啓発活動と施策の実施

市民が理解しやすい平易な表現を用いて、食品ロス削減についての正しい知識の普及に努めます。また、次世代を担う子供たちへ、食品ロス対策について啓発活動を行います。

生産･製造･販売･消費の各段階において、現在、取り組んでいる各削減施策（P89　表 6-3-1）を実施するとともに、他都市の先進的な取組事例等を参考に新規施策について検討していきます。

（２）立場に応じた役割分担と未利用食品等の有効利用

行政、事業者、市民それぞれの立場において、「できることを分担していく」という雰囲気の醸成に努めます。また、本市におけるこれまでの食品ロス対策を踏まえ、フードバンク活動や未利用食品の有効活用について、関係者が有機的な繋がりをもって連携していくための仕組みづくりを行います。